

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和2年  
11月20日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一  
県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正 (物品管理課) ..... 二
- 公告  
准看護師試験の実施 (医療政策課) ..... 三  
家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報 (畜産振興課) ..... 三  
建設業者の営業所の所在地の不明 (監理課) ..... 四  
建築士の免許の取消し (建築指導課) ..... 四

### 山口県告示第三百九十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年十一月二十日から同年十二月十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 昭和電工株式会社  
住 所 東京都港区芝大門一丁目一三番九号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 昭和電工株式会社徳山事業所  
所在地 周南市開成町四九八〇番地
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法			
	能 (m <sup>3</sup> /日)	力	工事着手年月日	工事完成年月日	使用開始年月日	使用時間	一日当たりの使用時間	
三七一口	四・二		(既 設)		令和三、一	一連	二四時間	季節的変動なし
〃	〇・八		(既 設)		〃	〃	〃	〃

備考 「三七一口」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 ( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
三七一口	九	一、一四二・八	四・二
〃	〃	〃	〃

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ( $m^3/日$ )	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	概 季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
鉄筋コンクリート		六、六七二	長時間ばっ気	連続	なし	(既)		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	処 理 前	処 理 後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
活性汚泥処理施設	五・八	六・八	八・六	一四・七	〃

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
六・八	五・八	四・一	三五、七四〇

山口県告示第百九十二号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般

競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に關する告示(令和二年山口県告示第三十二号)の一部を次のように改正する。

令和二年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「県立学校コンピュータ教室用機器」を「県立学校ネットワーク用端末機器」に改める。



(二五〇) 准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。)第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。

令和二年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時

令和三年二月十六日(火曜日)午後一時三十分から午後四時まで

二 試験の場所

山口市桜島六丁目二番一号

山口県立大学北キャンパス

三 受験資格

法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

四 受験願書の受付期間

令和三年一月八日(金曜日)から同月十五日(金曜日)まで(郵送の場合は、一月十五日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)

山口県健康福祉部医療政策課

六 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 受験資格証明書

(三) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影し

た無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

七 受験手数料

六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和三年三月十六日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示するとともに、山口県健康福祉部医療政策課のホームページに掲載する。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医療政策課にすること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部医療政策課(電話〇八三―九三三―二九二八)にすること。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部医療政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

(二五二) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八條第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

令和二年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

種畜証明書番号	名	前	品	種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三三〇〇四〇 二〇〇二六	D二二二三		その他	平成三〇、 九、七	カナダ	級外	岩国市錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社山口A1セン ター	
三三〇〇四〇 二〇〇二七	D二二二四			平成三一、 四、二九	宮城県			
三三〇〇四〇 二〇〇五四	H D一〇四			令和元、 一〇、一〇				
三三〇〇四〇 二〇〇五五	H D一〇五							

